

栗山町指定暑熱避難施設指定基準

1 目的

本基準は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 21 条の規定に基づき、町内における熱中症による健康被害の発生を防止するため、暑さを一時的にしのご場所として指定する「指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）」の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定対象

町長は、次に掲げる施設のうち、次条に定める基準を満たすものをクーリングシェルターとして指定することができる。

- (1) 町が管理する公共施設
- (2) 本基準に賛同し、町と協定を締結した民間施設（店舗、事務所、郵便局、銀行等）

3 指定基準

クーリングシェルターとして指定を受ける施設は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 一 適当な冷房設備を有し、利用者が滞在する時間帯において適切な室温（概ね 28 度以下）を維持すること。
- 二 椅子の設置など適切な休息が取れる空間を確保すること。
- 三 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときは、あらかじめ定めた開放日及び時間帯において、当該施設を住民その他の者に開放すること。また、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の発表時以外にも、業務に支障のない範囲において、当該施設を住民その他の者に開放するよう努めること。
- 四 クーリングシェルターの開放について、名称、所在地、開放する日及び時間帯、受け入れ可能人数などを事前に公表すること。
- 五 クーリングシェルターに指定された際、施設の出入り口などの見えやすい場所に指定施設であることを示す標識（ステッカー等）を掲示すること。
- 六 施設内でのトラブル防止や、緊急時（体調不良者発生時等）の連絡体制が整っていること。
- 七 本町以外の者が管理者である場合、本町とクーリングシェルターに関する協定を締結すること。

4 運用について

- 一 開放期間は、原則として毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日まで（熱中症警戒アラート運用期間）とする。
- 二 開放日及び時間帯は、各施設の通常の開館又は営業時間の範囲内を基本とする。
- 三 受け入れ可能人数は、施設の構造や備え付けの椅子の数に基づき、施設管理者が設定する。

5 費用負担及び免責

- 一 クーリングシェルターの運営に伴う光熱費、維持管理費等は、原則として施設管理者の負担とする。
- 二 施設内での利用者の不注意による事故や、利用者間のトラブル等について、町は原則としてその責任を負わない。

6 指定の解除

町長は、施設が指定基準を満たさなくなったとき、又は施設管理者から指定解除の申し出があったときは、指定を取り消すことができる。

附 則

本基準は、令和8年6月1日から運用する。